

令和3年8月5日

今般、国からのまん延防止等重点措置の適用並びに茨城県独自の緊急事態宣言が発令されたことに伴い、茨城県農林水産部林政課が所管する自然観察施設について、8月6日（金）から8月31日（火）まで利用制限（休館・休園）することとなりました。詳しくは、各施設のホームページをご覧ください。

- 利用制限（休館・休園）対象施設
  - （1）茨城県植物園（全域）
  - （2）茨城県森のカルチャーセンター
  - （3）茨城県きのこ博士館
  - （4）茨城県水郷県民の森（屋内施設）
  - （5）茨城県奥久慈憩いの森（屋内施設）